

## ( 参考資料 1 )

### 関係条文

- ・労働安全衛生法施行令第20条
- ・登録省令第19条の24の21
- ・登録省令第19条の24の27
- ・労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の十九第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める発破実技講習の実施方法  
(平成21年3月30日厚生労働省告示第138号)

### 用語の解説

#### 1. 発破技士とは

火薬類を用いる発破の作業には、せん孔、装てん、結線、点火及び後処理等の業務があり、これらについては、大きな危険をともなうため、国の定めた資格者が業務に従事する必要がある旨が労働安全衛生法令上定められている。

発破技士は、当該発破業務に直接携わる技術者として、土木工事、採石現場などに従事している。

#### 2. 発破実技講習とは

平成24年3月までは、一定の業務経験を有する者又は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う発破実技講習を修了した者が国家試験の受験資格を有するとされていたが、同年4月以降は、受験資格は廃止され、免許試験合格後に一定の資格(当該実技講習を含む)を有する者が免許を受けることができるようになった。

発破実技講習については、都道府県労働局長に登録を受けた者が行うこととされており、必要な講習科目、その範囲及び時間数が法令により定められている。

## ( 参考資料 2 )

### 労働安全衛生法

( 就業制限 )

**第六十一条** 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

( 以下略 )

### 労働安全衛生法施行令

( 就業制限に係る業務 )

**第二十条** 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務

( 以下略 )

## ( 参考資料 3 )

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令  
第三章の三の四 登録発破実技講習機関  
( 第十九条の二十四の十七 ~ 第十九条の二十四の三十一 )

### ( 実施義務 )

**第十九条の二十四の二十一** 登録を受けた者(以下この章において「登録発破実技講習機関」という。)は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した発破実技講習の実施に関する計画を作成し、これに従って公正に発破実技講習を行わなければならない。

一 発破実技講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項

二 発破実技講習の講師の氏名

2 登録発破実技講習機関は、毎事業年度開始前に(登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく)、実施計画届出書(様式第一号の二)に前項の規定により作成した計画を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 登録発破実技講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書(様式第一号の三)を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

4 登録発破実技講習機関は、発破実技講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。

5 登録発破実技講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した発破実技講習の結果について、発破実技講習実施結果報告書(様式第一号の四)を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

### ( 改善命令 )

**第十九条の二十四の二十七** 都道府県労働局長は、登録発破実技講習機関が第十九条の二十四の二十一第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録発破実技講習機関に対し、発破実技講習を行うべきこと又は発破実技講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

## ( 参考資料 4 )

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の十九第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める発破実技講習の実施方法

(平成21年3月30日厚生労働省告示第138号)

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第四発破技士免許の項下欄第一号八の発破実技講習は、次の各号に定めるところにより行われるものであること。

一 次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

講習科目	範囲	時間
火薬類の取扱い	火薬類の概要及び危険性 火薬類の保管 火薬類の取扱い及び運搬 火薬類の検査 不良火薬類の処理	六時間
発破の方法	発破の準備 せん孔及び装てん 電気発破における結線、配線及び導通試験 点火（電気発破における発破器等の処置を含む。） 不発の装薬、残薬及び跡ガスの点検及び処置	十時間

二 おおむね二十人以内の受講者を一単位として行われるものであること。